シルバー人材センター自動車保険のあらまし

次の画像事例は、シルバー人材センター所有車の損壊補償も含む事故事例です。

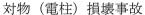
事例一1

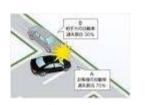
事例一2

事例-3

事例—4

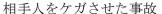






相手車両巻き込む衝突事故







建屋損壊事故

補償内容と保険金額					
保	険 種	種 類 タフビス自動車(事業用総合)			用総合)
①シルバー人材センターの車両で事故により相手の方(人)を死傷させた場合の補償					
対人賠償責任保険			1名につき		無制限
対人臨時費用				補償あり	
②シルバー人材センターの車両で事故により相手(物)に損害を与えた場合の補償					
対物賠償責任保険		1事故につき		2,000 万円	
			E	自己負担額	0 円
対物差額修理費用補償特約				補償あり	
③シルバー人材センターの車両に搭乗中の方が事故により死傷された場合の補償					
人身傷害保険 (車內人身傷害保険)		1名につき		3,000 万円	
無保険車傷害特約		1	1名につき		
④シルバー人材センターの車両を事故により破損させてしまった場合					
車両保険		一般補償			
		保険金	額原則	川各車両の時価額	
	自己負担額(保険の免責額)		一事故につき一律5万円		

◆ 注意事項

- (1) 車両保険の対象となるのは、シルバー人材センター所有の車両のみです。
- (2) 交通事故の場合は、必ずすぐに警察に届けてください。
- (3) 相手にケガをさせてしまった事故の場合はすぐに救急車を呼ぶ等、被害者の救済を最優先させてください。
 - ※ 詳細については、シルバー人材センター事務局にお問い合わせください。